主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、結局事実誤認及び量刑不当の主張に帰し刑訴応急 措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて、刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 安平政吉関与

昭和二六年三月二日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官